

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都子供・若者支援協議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項
設置年月日	平成26年3月3日
機関の目的 ・所掌内容	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関との連携、調査研究、広報啓発等の推進を図る。
委員数	29人 (うち、女性委員数 8人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	-
HPのURL	http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/jakunenshien/singi/kowakasienkyougikai/index.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課 電話番号：03-5388-3172 FAX番号：03-5388-1217